

研究開発課題の評価について（留意点）

令和 6 年 8 月 20 日
研究計画・評価分科会事務局

研究開発課題の評価を行っていただくにあたっての留意点は以下のとおりです。

1. 共通事項

評価は、当該研究開発課題の「必要性」、「有効性」、「効率性」等の観点から行います。

2. 評価票の様式について

評価票の様式は、第 90 回（令和 5 年 12 月 1 日）の分科会において決定された「第 12 期研究計画・評価分科会における研究開発課題の評価について」において定めております。

（1）事前評価票について

- ①「4. 各観点からの評価」の、「（1）必要性」、「（2）有効性」、「（3）効率性」：「適切な評価項目を設定し、各評価項目について評価基準を明確に設定」。「（「出来る限り定量的に定めることとし、それが困難な場合でも実現すべき内容の水準を具体的に定めるなどして事後に客観的に判定できる内容とする」

（2）中間評価票について

- ①「3. 評価結果」の「（1）課題の進捗状況」：「課題の所期の目標に向けての進捗、進捗度の判定とその判断根拠を明確にする」
②「3. 評価結果」の「（2）各観点の再評価」：「研究開発を取り巻く状況に
応じて、当初設定された「必要性」、「有効性」、「効率性」の各観点における評価項目及びその評価基準の妥当性を改めて評価し、必要に応じてその項目・基準の変更を提案」し、「新たに設定された項目・基準に基づき、「必要性」、「有効性」、「効率性」の各評価項目について、その評価基準を満たしているか評価する」

（3）事後評価票について

- ①「3. 評価結果（1）課題の達成状況」：
「課題の所期の達成度の判定とその判断根拠を明確にする」
「設定された「必要性」、「有効性」、「効率性」の各観点における評価項目及びその評価基準の妥当性を改めて評価し、必要に応じてその項目・基準の変更を提案する」
「新たに設定された項目・基準に基づき、「必要性」、「有効性」、「効率性」の各評価項目について、その評価基準の要件を満たしているか評価する」
②「3. 評価結果（4）総合評価」：「どのような成果を得たか、所期の目標との関係、波及効果、倫理的・法的・社会的課題への対応状況等を記載する」

文部科学省における研究及び開発に関する評価指針（抜粋）

2. 2. 2. 5 評価方法

2. 2. 2. 5. 1 評価の観点

評価は、当該研究開発課題の重要性、緊急性等（「必要性」）、当該課題の成果の有効性（「有効性」）、当該課題の実施方法、体制の効率性（「効率性」）等の観点から行う。

また、評価は、研究開発の特性や規模に応じて、対象となる研究開発の国際水準を踏まえて行う。

2. 2. 2. 5. 2 評価の実施

評価実施主体は、設定・抽出した評価手法、評価の観点、評価項目、評価基準に従い、評価を実施する。

特に、中間・事後評価等においては、あらかじめ設定した目標に対する達成状況等を評価することを基本とするが、あわせて、実施したプロセスの妥当性や副次的成果、理解増進や研究基盤の向上、さらに、当該研究が次代を担う若手研究者の育成にいかに関与したか等、次につながる成果を幅広い視野から捉える。また、失敗も含めた研究過程や計画外の事象から得られる知見、研究者の意欲、活力、発展可能性等にも配慮する。あわせて、当該研究開発課題が位置付けられている研究開発プログラムの改善につながる事項の抽出にも留意する。

大規模プロジェクトは、巨額の国費を投入するため、その内容に関して計画・体制・手法の妥当性、責任体制の明確さ、費用対効果、基盤技術の成熟度や代替案との比較検討等の多様な項目について評価を行うなど特に入念に事前評価を行う。当該プロジェクトが実施されなかった場合の損失も評価項目の一つとなり得る。

また、評価実施主体は、評価者の見識に基づく質的判断を基本とする。その際、評価の客観性を確保する観点から、評価対象や目的に応じて論文被引用度や特許出願・取得件数等といった数量的な情報・データ等を評価の参考資料として利用することは有用であるが、数量的な情報・データ等を評価指標として過度に・安易に使用すると、評価を誤り、ひいては被評価者の健全な研究活動をゆがめてしまうおそれがあることから、これらの利用は慎重に行う。特に、掲載されている論文の引用数をもとに雑誌の影響度を測る指標として利用されるインパクトファクター等は、掲載論文の質を示す指標ではないことを認識して、その利用については十分な注意を払うことが不可欠である。